

# 防災おおがわら

## 大河原町地域防災計画を改訂

町では、災害から町民の生命・財産を守るとともに、被害を軽減することを目的に、災害対策基本法に基づき「大河原町地域防災計画」を作成しています。この計画は、昭和39年に初めて作成し、その後平成3年に全面的な改正、平成11年には平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓に「震災対策編」を追加、さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓をはじめ、近年頻発している豪雨、大雪などの自然災害から効果的な災害対策を講じるため、平成27年に計画の見直しを行いました。

### 計画の目的

しかし、令和元年に発生した台風19号により、これまで以上に風水害対策の重要性が高まっているほか、東日本大震災以降も震度6弱以上の地震が複数回発生していること

▼町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減する。  
▼災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る  
「減災」の考えかたを防災の基本方針とし、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

内容  
・大河原町地域防災計画を改訂しました  
・大河原町災害廃棄物処理計画を策定しました

### 見直し方針

- ▼「減災」に向けた対策の推進
- ▼災害発生時の迅速な初動体制の確立
- ▼災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制強化
- ▼大規模災害時における広域応援体制の充実・強化
- ▼被害者などへの適時・的確な情報伝達
- ▼自助・共助による取り組みの強化
- ▼二次災害の防止
- ▼迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- ▼要配慮者への対応
- ▼避難情報などの伝達手段の多様化、補完的機能の充実
- ▼複合災害の考慮
- ▼多様な主体の参画による防災体制の確立
- ▼迅速かつ円滑な復旧・復興

### 主な変更内容

①避難行動要支援者の対象変更  
避難行動要支援者名簿記載の対象が、65歳以上のひとり暮らしのかた、身体・精神に障がいを持つかた、要介護3以上のかたなどに変更になりました。

②協定の追加  
災害時における避難施設の提供に関する協定など、災害時に協力していただける協定を締結しました。



### ③避難情報などの改正

令和3年の法改正により避難名称などが変更となりました。これまでの避難勧告が廃止となり、避難指示に一本化されました。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1 （災害発生又は切迫）	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
4	避難指示※2 （ひなんしじ）	避難指示（緊急） 避難勧告
3	高齢者等避難※3 （こうれいしゃとうひなん）	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

- ※1 町が災害の状況を確認に把握できるものではないなどの理由から警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・怪我をしているかたなど、避難に時間を要したり、支援が必要なかたは避難を開始し、それ以外のかたも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備などを行い、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 大河原町災害廃棄物処理計画を策定

近年頻発している地震や風水害により大量の災害廃棄物（※）が発生し、その処理が大きな課題となっています。災害時の廃棄物を迅速かつ適切に処理を行うため、「大河原町災害廃棄物処理計画」を令和4年2月に策定しました。大河原町災害廃棄物処理計画は、町ホームページで確認できます。

※災害によって家庭から発生したごみ（家屋などの損壊や家財などの破損したもの）を「災害廃棄物」と呼びます。

### 災害時のごみの出しかた

▼生活ごみ（普段の家庭生活から出るもの）は、集積所へ出してください。  
▼災害の状況により、災害廃棄物仮置場を開設する場合があります。場所や持ち込みできるものを指定しますので、町から発信される情報を確認し、従ってください。  
▼指定された場所以外（公園や道路など）には、生活ごみや災害廃棄物を出さないでください。  
▼災害廃棄物仮置場では、必ず分別してください。分別せず出したり、災害に関連しないごみを出されたりすると、処理に時間がかかり復興の遅れにつながります。

### 災害廃棄物をできるだけ出さないために

▼家具や電化製品は、転倒防止器具や金具で壁に固定するなどして倒れにくくすること、破損が防げます。  
▼日頃から不要なものはリサイクルに出す、処分するなど整理しておくことも必要です。